

改正

平成26年9月30日要綱第170号

平成27年12月28日要綱第135号

調布市中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱

第1 目的

この要綱は、中等度難聴児に対し、補聴器の購入費の一部を助成することにより、当該中等度難聴児の補聴器の装用による言語の習得及び生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進し、もって中等度難聴児の健全な発達に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中等度難聴児 次に掲げる要件を満たす者をいう。

ア 市内に住所を有し、かつ、居住する者であること、又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設若しくは同法第41条に規定する児童養護施設に入所している者で当該入所前の居住地が市内にあること。

イ 18歳未満の者であること。

ウ 両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上であり、かつ、聴覚障害に係る身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づくものをいう。）の交付の対象とならない者であること。

エ 補聴器の装用により言語の習得等について効果が期待できると医師が判断した者であること。

(2) 保護者 中等度難聴児の親権を行う者、未成年後見人その他の中等度難聴児を現に監護する者をいう。

(3) 所得基準超過者 第7の規定による申請をする日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）（4月から6月までの間にあつては、当該年度の前年度）分（以下「対象年度分」という。）の区市町村民税の所得割の額が46万円以上である者をいう。

(4) 代理受領等代金支払契約 市の助成金の請求及び受領の委任を受けた者（以下「受任者」という。）と当該委任をした者（以下「委任者」という。）との間において、当該委任に基づき受任者が市から助成金を受領したときは、当該助成金と当該助成金の交付の原因となった経

費に係る受任者の委任者に対する金銭債権とを相殺することについて、締結した契約をいう。

第3 助成対象者

調布市中等度難聴児補聴器購入費助成金（以下「助成金」という。）の対象となる者は、中等度難聴児の属する世帯の他の構成員又は保護者で、所得基準超過者に該当するものがない中等度難聴児とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、過去に助成金の交付を受けた中等度難聴児のうち、当該助成金により補聴器を購入した日から別表耐用年数の欄に掲げる年数を経過していないものは、助成金の対象としない。ただし、助成金により購入した補聴器を当該中等度難聴児の責に帰すべき理由以外の理由で滅失し、若しくは毀損したと認めたとき、又は当該中等度難聴児の年齢、生活の状況、聴力の状況等に鑑み必要と認めたときは、この限りでない。

第4 助成対象補聴器等

助成金の対象となる補聴器は、別表補聴器の種類欄に掲げる種類に該当する補聴器であって、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）別表第1項第5号の表補聴器の項基本構造の欄に掲げる基準を満たすものとして市長が適当と認めるもの（以下「対象補聴器」という。）とする。

- 2 助成金の対象となる補聴器の台数等の限度は、別表補聴器の台数等の限度の欄に掲げるところによる。

第5 助成対象経費

助成金の対象となる経費は、対象補聴器の購入費として市長が適当と認める経費とする。

第6 助成金の額

助成金の額は、予算の範囲内において、第5に規定する経費の実支出額と別表1台当たりの基準価格の欄に掲げる額とのいずれか低い額（両耳分2台の対象補聴器が助成金の対象となる場合にあっては、1台ごとに算定した当該低い額の合計額）に10分の9（第3に規定する者（以下「対象児童」という。）が区市町村民税の非課税世帯、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（以下「被保護世帯」という。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（以下「支援給付受給世帯」という。）に属する場合にあっては、10分の10）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

第7 交付申請

助成金の交付を受けようとする対象児童の保護者は、市長が指定する期間内に調布市中等度難

聴児補聴器購入費助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により当該添付書類の内容を確認することができる場合は、当該添付書類の添付を省略することができる。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する都道府県知事の定める医師、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関の医師又は対象児童の主治医で、耳鼻咽喉科のものが、対象児童に対し聴力の検査等を実施したうえで作成した調布市中等度難聴児補聴器購入費助成金に関する医師の意見書（第2号様式）
- (2) 購入を予定している対象補聴器の販売事業者（以下「補聴器業者」という。）が前号に掲げる意見書に基づき作成した対象補聴器の購入に係る見積書
- (3) 対象児童の属する世帯の他の構成員及び保護者の対象年度分の区市町村民税の課税証明書又は非課税証明書（当該世帯が被保護世帯又は支援給付受給世帯である場合にあっては、当該世帯であることを証する書類）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 対象児童の保護者は、補聴器業者と対象補聴器の購入代金の支払について代理受領等代金支払契約を締結する予定であるときは、前項に規定する申請書にその旨を記載するものとする。

第8 交付決定等

市長は、第7の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、助成金の交付の可否を決定し、調布市中等度難聴児補聴器購入費助成金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により、当該申請をした対象児童の保護者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定に際し、条件を付することができる。

3 市長は、第7第2項に規定する場合で、第1項の規定による交付の決定を受けたときは、同項の規定による通知の際、併せて調布市中等度難聴児補聴器購入費助成金支給券（第4号様式。以下「支給券」という。）を当該交付の決定を受けた対象児童の保護者（以下「交付決定者」という。）に交付するとともに、調布市中等度難聴児補聴器購入費助成金支給通知書（第5号様式）により当該補聴器業者に通知するものとする。

第9 請求等

交付決定者は、第8第1項の規定による交付の決定に基づき、対象補聴器を補聴器業者から購入したときは、速やかに調布市中等度難聴児補聴器購入費助成金支払請求書（第6号様式）に対象補聴器の購入を証する領収書（以下「領収書」という。）の写しを添付して、助成金の支払を

市長に請求しなければならない。この場合において、交付決定者が、第8第3項の規定により支給券の交付を受けており、かつ、補聴器業者と対象補聴器の購入代金の支払について代理受領等代金支払契約を締結していないときは、当該支給券を、当該請求書に添付し、返還しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、交付の決定の内容に適合すると認めるときは、当該請求を受けた日から30日以内に、交付決定者が指定する金融機関の口座に振り込みの方法により助成金を支払うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、交付決定者は、補聴器業者と対象補聴器の購入代金の支払について代理受領等代金支払契約を締結しているときは、助成金の請求及び受領（以下「代理受領等」という。）を補聴器業者に委任することができる。この場合において、交付決定者から代理受領等の委任を受けた補聴器業者は、市長が別に定める請求書に代理受領等に係る委任状、支給券、領収書の写しその他市長が必要と認める書類を添付して、助成金の支払を市長に請求しなければならない。

4 第2項の規定は、前項の規定による請求に係る助成金の支払について準用する。

第10 交付決定の取消し等

市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る助成金を既に支出している場合は、当該取消しに係る助成金の返還を命ずるものとする。

- (1) 交付申請に誤りがあったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成を受けたとき。
- (3) 助成金を助成対象経費以外の用途に使用したとき。
- (4) 市長が適当と認める期間内に対象補聴器を購入しなかったとき。
- (5) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が助成金の返還を必要と認めるとき。

第11 台帳の整備保管

市長は、調布市中等度難聴児補聴器購入費助成金台帳（第7号様式）を整備し、助成金を交付した日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

第12 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日要綱第170号抄）

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日要綱第135号抄）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

（調布市中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱の一部改正に伴う経過措置）

10 第9の規定による改正前の調布市中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第3，第4，第6関係）

補聴器の種類	補聴器の台数等の限度	1台当たりの基準価格	基準価格に含まれるもの	耐用年数
高度難聴用ポケット型	装用効果が高い側の片耳分1台（市長が教育上，生活上等特に必要と認めた場合は，両耳分2台）	137,000円	補聴器本体（電池を含む。）及びイヤモールド	5年
高度難聴用耳かけ型				
重度難聴用ポケット型				
重度難聴用耳かけ型			補聴器本体（電池を含む。）	
耳あな型（レディメイド）			補聴器本体（電池を含む。），骨導レシーバー及びヘッドバンド	
耳あな型（オーダーメイド）			補聴器本体（電池を含む。）及び平面レンズ	
骨導式ポケット型				
骨導式眼鏡型				

第1号様式（第7関係）

第2号様式（第7関係）

第3号様式（第8関係）

第4号様式 (第8関係)

第5号様式 (第8関係)

第6号様式 (第9関係)

第7号様式 (第11関係)